

令和元年度事業報告

I 関係法規の制定／改正及び行政施策の動向と本会の対応

1 食品表示基準について

1) 食品表示基準の制定や改正の経緯

食品衛生法、JAS法及び健康増進法（栄養表示）の各法に含まれていた食品表示関係事項を食品表示法として一元化して、新たに食品表示基準が制定され、食品事業者はラベルの改版等の対応が求められている。

平成 27 年 4 月に食品表示基準制定後も、

- ・原料原産地表示に関する改正の実施（現在は経過措置期間中）
- ・遺伝子組換え食品表示の改正方向の決定
- ・今後も、食品添加物関連での食品表示基準の改正が見込まれる

本会は、これらの制定及び改正について、食品表示ラベルの改版を実施する必要がある事業者の立場で、本会の各種委員会の意見等を踏まえて、消費者庁等へ事業者の困難性の説明や、意見具申を行うとともに、パブリックコメントとして果実飲料業界としての意見を表明してきた。

改正項目	改正方向検討のための検討会とりまとめ等	食品表示基準の制定又は改正	経過措置期間	本会パブリックコメント
食品表示基準一元化 (三法の一元化、 栄養成分表示義務化、 機能性表示制度の創設等)	平成 24 年 8 月 検討会報告 平成 25 年 6 月 食品表示法公布	平成 27 年 4 月 食品表示法施行 食品表示基準制定	令和 2 年 3 月末	提出
原料原産地表示	平成 28 年 11 月 検討会報告	平成 29 年 9 月	令和 4 年 3 月末	提出
遺伝子組換え食品表示	平成 30 年 3 月 検討会報告	改正告示は平成 31 年 4 月だが、施行は 令和 5 年 4 月 1 日		
食品添加物表示	令和 2 年 3 月に検 討会報告	左記報告に基づく 食品表示基準の改 正時期は未定		

2) 食品表示の一元化への対応

経過措置期間の最終年度となり食品表示基準への対応が必須であり、本会は一元化を踏まえた表示相談に対応した。

3)原料原産地表示への対応

経過措置期間は、後2年となっており、原料果汁についての今後の見込みを踏まえて、表示の方法の選択（国別表示、又は表示、大括り表示、製造地表示）を、各表示のメリット、デメリットを精査の上で、各事業者で検討いただく必要がある。

本会は、原料原産地表示に関する表示相談に対応するとともに、表示方法の中で特に不明確な点がある製造地表示について、その解釈を消費者庁等と協議することとした。

輸入された原料果汁を国内で更なる加工工程を経た後に加工食品の原材料となる場合に、国内での工程が、「その製品の内容について実質的変更をもたらす行為」に該当して「国内製造」と表示するのか、実質的変更ではないとして輸入国名等を製造地として表示するのか、消費者庁のQ&Aでも全加工工程について明確ではない。

このため、製造地表示を行う場合で、果汁を輸入した後の国内で行う加工工程のうちで、実質的変更にあたるかどうかの判断に迷う工程について、7月の各種委員会及びその後の書面での調査を実施した。

この調査を踏まえて、9月に消費者庁及び農林水産省に相談したところであり、本会が提起した相談事項について、消費者庁等において検討され、令和2年3月に消費者庁から回答が得られたことから、3月5日に本会会員に対して情報提供を行った。

4)遺伝子組換え食品表示への対応

平成31年4月に、遺伝子組換え食品に関する表示基準が改正され、果汁協会報で情報提供を行った。

改正内容は、「遺伝子組換えでない」との表示をする場合の厳格化である。従前は5%以下の遺伝子組換え食品の混入があったとしても「遺伝子組換えでない」と表示できたものを、「遺伝子組換え不検出」の場合のみに「遺伝子組換えでない」と表示できると改正された。

この改正のためには、「遺伝子組換え不検出」と判断するための分析法の開発に相当の期間が必要であり、また、現在の制度では遺伝子組換えが5%以下の混入で「遺伝子組換えでない」と表示できることから、新旧の「遺伝子組換えでない」との表示の意味が異なってしまうので、他の改正のように、施行後に経過措置期間をとるのではなく、施行そのものを令和5年4月1日付けとすることとされた。

なお、現在の遺伝子組換え食品表示の対象農産物は8品目（パパイヤも含む）、それを原材料とする表示対象加工食品は33品目（パパイヤを主な原材料とするものも含む）であり、この遺伝子組換え食品表示の対象に変化はない。

5) 食品添加物表示への対応

食品添加物表示制度に関する検討会が平成31年4月から開催され、令和2年3月31日に「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」がとりまとめられた。本会は果汁協会報で検討状況及び報告書について情報提供を行った。

6) 食品表示の相談対応

本会事務局本部が受けた表示相談件数は、食品表示基準施行1年目の平成27年度が1,023件、2年目の28年度が1,057件であり、3年目の29年度は949件、4年目の30年度は1,263件、5年目の令和元年度は1,193件であった。

令和元年度は、一元化の経過措置期間最終年で、かつ、原料原産地表示に関する相談も増えて多くの相談に対応した。

2 JASについて

農林水産省が日本農林規格調査会の場で検討を進めていたJASマークの標語について、平成30年12月に改正された「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」により、JASマークに近接して標語を表示することができることとなり、その表示に当たっての留意事項として、平成31年3月に「JASマークに付与する標語ガイドライン」が制定された。

ガイドラインでは、農林物資ごとに事業者団体、登録認証機関が連携し、統一した標語を設定することが推奨されており、これを受け本会では、JASの意味を消費者に分かりやすく伝え、JASの訴求力を高めるため、JASマークへの標語の表示は意味のあるものと考え、果実飲料の統一標語を検討することに着手した。

標語の案として「品質認証」「品質保証」「日本品質」「日本農林規格」等について、本会に設置されている技術委員会、りんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会及び輸入果汁委員会において検討、アンケート調査を行ったところ、「品質保証」や「日本品質」については、消費者に誤認を与える要素があるとの意見があったのに対し、「品質認証」が適当であるとの意見が多く、工場調査や製品検査によってJAS認証をしている事実を端的に示すものであると考えた。

そして、一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般財団法人日本清涼飲料検査協会、及び一般財団法人食品環境検査協会との同意のもと、果実飲料JASマークの統一標語を「品質認証」とすることとし、農林水産省の了解を得た上で、本会の会員企業及び果実飲料JAS認証事業者に令和2年1月に通知した。

標語の表示は事業者の判断によるものであり、義務的に強制するものではないが、JASの訴求力の一助として果実飲料のJASマークに積極的にこの統一標語を表示していただければ幸いである。

3 貿易協定について

T P Pは平成 30 年 12 月に、日 E U・E P Aは平成 31 年 2 月に発効したことに引き続き、日米貿易協定は令和元年 9 月に合意し 10 月に署名されて令和 2 年 1 月 1 日に発効された。

本協定での日本側の関税については原則として、米国からの輸入実績がない品目は従前の関税とされ、それ以外の関税番号の品目は T P P の範囲内とされた。また、T P P は令和元年度で発効 2 年度目、日米貿易協定は令和元年度に初年度目と異なることから、日米貿易協定の初年度目は T P P の 2 年度目の水準まで関税を下げるものとされた。

このことから、果汁関係品目については、日米貿易協定で改訂された関税率は、T P P 及び日 E U・E P A と同じであり、関税撤廃までにかける年限も同じとされた。これらのことを果汁協会報により会員に情報提供を行った。

4 農薬の残留基準値等の累次一部改正と周知

「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号）に規定する農薬等の残留基準値が累次一部改正され、果汁協会報にその改正内容を掲載し、会員等に周知を図った。

5 その他関連法規等の周知

前記以外にも、以下の事項を果汁協会報に掲載し会員等に周知を図った。

- ・平成 30 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要（厚生労働省）
- ・平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画（厚生労働省）
- ・果実飲料等の表示に関する公正競争規約及び施行規則の一部改正（公正取引委員会・消費者庁）
- ・独占禁止法の一部改正（公正取引委員会）
- ・平成 30 年度食料・農業・農村白書（農林水産省）
- ・飲料容器の識別表示に関する経済産業省令の改正について（経済産業省）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について（消費者庁・農林水産省）
- ・臨時休業に伴う学校給食休止への対応について（農林水産省）

Ⅱ 果汁及び果実飲料を巡る動き

1 輸入果汁の動向

1) 概況

我が国は、国内で消費される果汁の大半を輸入に依存している。この果汁の輸入動向について財務省通関統計でみると、

(1) 輸入果汁全体について

○令和元年(暦年)の各種果汁の合計輸入量(濃縮度を問わず。ただし、その多くが濃縮果汁)は、21万6,919klで、輸入量の最も多かった平成17年に比べて23%減、平成30年に比べて6%減であった。令和元年は、ここ5カ年で最も輸入量が多かった平成30年と比べると減少したものの、5カ年では平成30年に次いで輸入量が多かった。

○令和元年の各種果汁の合計輸入額は631億円で、平成17年に比べ14%増、平成30年に比べて11%減であった。輸入額もここ5カ年で最も多かった平成30年と比べると令和元年は減少したものの、ここ5カ年の平均的な輸入額であった。

○令和元年の各種果汁の合計輸入単価(CIF)は、平成17年に比べて48%高、平成30年に比べて5%安の291円/ℓと、やや単価高であった平成30年に比べると、令和元年はここ5カ年の平均的な輸入単価であった。

○令和元年の果汁の輸入先国は、

・輸入量では、①中国3.96万kl(果汁輸入量全体の18.2%)、②ブラジル3.87万kl(同17.9%)、③アルゼンチン1.93万kl(同8.9%)、④イスラエル1.68万kl(同7.7%)、⑤米国1.37万kl(同6.3%)であった。

・中国からの輸入量は平成30年(3.83万kl)→令和元年(3.96万kl)と微増であったが、ブラジルからの輸入量は平成29年(3.79万kl)→平成30年(5.88万kl)→令和元年(3.87万kl)と平成30年に比べて大幅に減少して平成29年並となったことから、平成27以来4年ぶりに果汁輸入量で中国がトップとなった。

・輸入額では、①ブラジル121億円(輸入額全体の19.1%)、②中国78億円(同12.4%)、③イスラエル72億円(同11.5%)、④米国53億円(同8.4%)、⑤アルゼンチン51億円(同8.1%)であった。ブラジルからの輸入額は、平成29年(129億円)→平成30年(188億円)→令和元年(121億円)と平成30年に比べて大幅に減少して平成29年並となったものの、果汁輸入額では引き続きブラジルが最も多かった。

(2) 果汁の品目別の状況について

○令和元年に輸入された果汁を品目別にみると、

・輸入量の多い順は、①りんご果汁6.29万kl(輸入果汁全体の29%)、②オレンジ果汁5.71万kl(同26%)、③ぶどう果汁3.56万kl(同16%)、④レモン果汁1.81万kl(同8%)、⑤グレープフルーツ果汁1.34万kl(同6%)、⑥パイナップル果汁0.71万kl(同3%)となった。

平成 30 年に比べて、りんご果汁がやや増加し、オレンジ果汁が大幅に減少したため、輸入量ではりんご果汁がオレンジ果汁を 2 年ぶりに上回った。

- ・ 輸入額の多い順は、①オレンジ果汁 170 億円(輸入果汁全体の 27%)、②りんご果汁 125 億円(同 20%)、③ぶどう果汁 107 億円(同 17%)、④レモン果汁 68 億円(同 11%) ⑤グレープフルーツ果汁 61 億円(同 10%)、⑥パイナップル果汁 13 億円(同 2%)となった。平成 30 年に比べて、オレンジ果汁の輸入額は大幅に減少したものの、果汁の品目別の輸入額で引き続きオレンジ果汁が最も多かった。

○品目別輸入量の平成 30 年から令和元年への増減は、

(ア)増加した品目(レモン果汁、りんご果汁、ぶどう果汁)

- ・ レモン果汁は、輸入量で 12%、輸入額で 6%増加した。輸入量では、平成 26 年(1.36 万kl)→27 年(1.25 万kl)→28 年(1.33 万kl)→29 年(1.47 万kl)→30 年(1.61 万kl)→令和元年(1.81 万kl)と 4 年連続の増加となった。
- ・ りんご果汁は、輸入量で 8%、輸入額で 10%増加した。輸入量では、平成 26 年(6.71 万kl)→27 年(5.95 万kl)→28 年(5.88 万kl)→29 年(6.09 万kl)→30 年(5.81 万kl)→令和元年(6.29 万kl)であった。令和元年の輸入量は、近年では平成 26 年に次ぐ輸入量となった。
- ・ ぶどう果汁は、輸入量で 5%増加し、輸入額では 6%減少した。輸入量では、平成 26 年(3.25 万kl)→27 年(2.69 万kl)→28 年(2.97 万kl)→29 年(3.26 万kl)→30 年(3.38 万kl)→令和元年(3.56 万kl)と 4 年連続の増加となった。

(イ)減少した品目(オレンジ果汁、グレープフルーツ果汁、パイナップル果汁)

- ・ オレンジ果汁は、輸入量で 28%、輸入額で 31%減少した。輸入量では、平成 26 年(5.25 万kl)→27 年(6.27 万kl)→28 年(6.69 万kl)→29 年(5.65 万kl)→30 年(7.89 万kl)→令和元年(5.71 万kl)であった。輸入量は、平成 29 年から 30 年にかけて大幅に増えたが、令和元年は大幅に減少して平成 29 年の水準に戻った。
- ・ グレープフルーツ果汁は、輸入量で 16%、輸入額でも 16%減少した。輸入量は、平成 26 年(2.06 万kl)→27 年(2.01 万kl)→28 年(1.83 万kl)→29 年(1.64 万kl)→30 年(1.60 万kl)→令和元年(1.34 万kl)と毎年減少している。
- ・ パイナップル果汁は、輸入量、輸入額とも 5%減少した。輸入量は、平成 26 年(0.80 万kl)→27 年(0.62 万kl)→28 年(0.48 万kl)→29 年(0.47 万kl)→30 年(0.75 万kl)→令和元年(0.71 万kl)であった。輸入量が比較的多かった平成 30 年よりは減少したものの、令和元年の輸入量は近年の平均的な輸入量であった。

我が国における各種果汁の輸入実績

年		オレンジ	りんご	ぶどう	パイナップル	グレープフルーツ	レモン	その他	計	
平成 17 年	輸入量 (kℓ)	88,621	84,526	29,282	10,904	31,866	12,866	22,845	280,910	
	輸入額 (百万円)	13,890	12,720	6,719	2,009	8,195	2,735	9,066	55,334	
	単 価 (円/ℓ)	157	150	229	184	257	213	397	197	
平成 30 年	輸入量 (kℓ)	78,886	58,087	33,842	7,465	15,979	16,132	21,171	231,563	
	輸入額 (百万円)	24,744	11,349	11,457	1,337	7,238	6,375	8,649	71,148	
	単 価 (円/ℓ)	314	195	339	179	453	395	409	307	
令和元年	輸入量 (kℓ)	57,124	62,926	35,578	7,052	13,405	18,050	22,785	216,919	
	輸入額 (百万円)	17,001	12,503	10,734	1,276	6,086	6,780	8,678	63,057	
	単 価 (円/ℓ)	298	199	302	181	454	376	381	291	
変化率	令和元/ 平成 17	輸入量 (%)	64.5	74.4	121.5	64.7	42.1	140.3	99.7	77.2
		輸入額 (%)	122.4	98.3	159.8	63.5	74.3	247.9	95.7	114.0
		単 価 (%)	189.6	132.5	131.8	98.3	176.7	176.3	95.9	147.6
	令和元/ 平成 30	輸入量 (%)	72.4	108.3	105.1	94.5	83.9	111.9	107.6	93.7
		輸入額 (%)	68.7	110.2	93.7	95.4	84.1	106.4	100.3	88.6
		単 価 (%)	94.9	101.7	89.1	101.0	100.2	95.1	93.2	94.6

(出所)財務省「通関統計」

(3) 果汁の品目別の輸入先国

○オレンジ果汁

令和元年のオレンジ果汁輸入量減少のほぼ全てがブラジルの減少であった。ブラジルからの輸入は、平成 29 年(3.36 万kℓ、シェア 60%)→平成 30 年(5.38 万kℓ、同 68%)→令和元年(3.36 万kℓ、同 59%)と推移し、令和元年の輸入量は 2 年前の平成 29 年の水準に戻り、ブラジル産オレンジ果汁のシェアも平成 30 年では約 7 割まで増えたものが令和元年では約 6 割に戻った。

その他の国では、メキシコが平成 30 年(0.66 万kℓ、シェア 8%)→令和元年(0.72 万kℓ、同 13%)と 10%増やし、イスラエルに代わってブラジルに次ぐシェアとなった。その他のイスラエル、スペイン、イタリアからの各国からの輸入量はやや減少した。

○りんご果汁

中国からの輸入量は、平成 30 年(3.56 万kℓ、シェア 61%)→令和元年(3.60 万kℓ、同 57%)と輸入量が微増したが、各国からの輸入全体量が 8%増えたことから中国のシェアは若干減少した。オーストリアからの輸入量は、平成 30 年(0.51 万kℓ、同 9%)→令和元年(0.64 万kℓ、同 10%)と輸入量が 25%増え、チリに代わって第 2 位となった。

○ぶどう果汁

アルゼンチンからの輸入量は平成 30 年(1.23 kℓ、シェア 36%)→令和元年(1.52 kℓ、同 43%)と輸入量を 23%増やして、シェアも 4 割を超えた。米国からの輸入量は平成 30 年(0.73 kℓ、同 22%)→令和元年(0.75 kℓ、同 21%)とほぼ前年同であったが、チリに代わってシェア第 2 位となった。チリからの輸入量は、平成 30 年(0.77 kℓ、同 23%)→令和元年(0.62 kℓ、同 17%)と輸入量を 20%減らし、シェア第 3 位に下がった。

○グレープフルーツ果汁

平成 30 年輸入シェアの 1 位、2 位、3 位であったイスラエル、南アフリカ及び米国からの輸入量は、それぞれ 27%、41%及び 14%減少し、4 位、5 位のメキシコ、イタリアは微増であった。その結果、令和元年のシェアは、イスラエルが 1 位であるものの 47%から 41%に減り、次いでメキシコ、イタリアの順となった。

○レモン果汁

上位 3 か国のイタリア、イスラエル、アルゼンチンからの輸入量はそれぞれ微増し、令和元年の輸入国上位 3 か国のシェア順位に変動は無かった。

○パインアップル果汁

平成 30 年の輸入国シェア 1 位であったタイからの輸入量が 41%減り、輸入量が微増したフィリピンと順位が入れ替わった。コスタリカからの輸入量は 33%増えてシェア 3 位と変わらないもののタイとほぼ同じシェアとなった。

我が国における各種輸入果汁の輸出国シェア

(単位：容量%、濃縮度を問わず)

輸出国	オレンジ		輸出国	りんご		輸出国	ぶどう	
	平成 17 年	令和元年		平成 17 年	令和元年		平成 17 年	令和元年
ブラジル	① 76.8	① 58.8	中国	① 57.1	① 57.2	アルゼンチン	④ 15.6	① 42.7
メキシコ	⑥ 1.9	② 12.7	オーストリア	② 13.2	② 10.1	アメリカ	① 19.4	② 21.0
イスラエル	⑨ 1.2	③ 9.5	チリ	③ 7.0	③ 9.9	チリ	③ 16.5	③ 17.4
スペイン	⑤ 2.0	④ 8.4	ブラジル	④ 6.2	④ 4.4	スペイン	⑨ 3.0	④ 4.3
イタリア	④ 2.2	⑤ 3.1	アメリカ	⑥ 3.1	⑤ 3.4	オーストラリア	⑥ 6.4	⑤ 3.4
アメリカ	③ 5.2	⑥ 2.0	南アフリカ	⑨ 2.1	⑥ 2.5	ブラジル	⑤ 8.9	⑥ 3.0
タイ	⑭ 0.1	⑦ 1.3	イタリア	⑰ 0.0	⑦ 2.4	オーストリア	⑩ 2.6	⑦ 2.5
オーストラリア	② 5.3	⑧ 1.3	ポーランド	— —	⑧ 2.2	イタリア	⑦ 3.7	⑧ 2.0
輸出国	グレープフルーツ		輸出国	レモン		輸出国	パインアップル	
	平成 17 年	令和元年		平成 17 年	令和元年		平成 17 年	令和元年
イスラエル	① 39.1	① 41.4	イタリア	① 38.4	① 40.0	フィリピン	② 29.9	① 35.1
メキシコ	⑥ 2.8	② 13.8	イスラエル	② 23.9	② 24.7	タイ	① 48.3	② 20.9
イタリア	③ 8.4	③ 12.4	アルゼンチン	③ 19.7	③ 20.3	コスタリカ	④ 5.2	③ 20.0
アメリカ	② 31.7	④ 11.1	インド	⑦ 1.8	④ 5.3	インドネシア	③ 5.7	④ 11.4
南アフリカ	④ 5.2	⑤ 9.4	ブラジル	④ 8.9	⑤ 4.5	ブラジル	— —	⑤ 3.4
オーストラリア	⑤ 4.6	⑥ 2.2	スペイン	⑥ 2.1	⑥ 3.5	スペイン	— —	⑥ 2.4
スペイン	⑩ 0.7	⑦ 2.2	アメリカ	⑤ 4.5	⑦ 1.2	トルコ	— —	⑦ 2.3
トルコ	— —	⑧ 2.0	メキシコ	⑫ 0.0	⑧ 0.2	オーストリア	— —	⑧ 2.0

(出所)財務省「通関統計」から作成

2) 輸入果実飲料等の食品衛生法不適合事例

厚生労働省検疫所による令和元年（暦年）の輸入食品等の食品衛生法不適合事例は、全体で 799 件（平成 26 年 942 件、27 年 797 件、28 年 785 件、29 年 791 件、30 年 751 件）で、そのうちの果実飲料等に係る違反事例は、次の 4 件（平成 26 年 6 件、27 年 9 件、28 年 12 件、29 年 4 件、30 年 6 件）で、この 4 件の中には残留農薬に関する違反事例は無かった。

令和元年における輸入果実飲料等の食品衛生法不適合事例

品名	不適合内容	生産国
清涼飲料水：果汁入り飲料 (PASSION FRUIT JUICE)	使用基準不適合（ソルビン酸カリウム 使用（対象外使用））	台湾
その他の果汁入り飲料（REAL COCONUT WATER）	使用基準不適合（二酸化硫黄 0.040 g/kg 検出）	タイ
その他の果汁入り飲料（REAL COCONUT WATER WITH PULPS）	使用基準不適合（二酸化硫黄 0.033 g/kg 検出）	タイ
アップルジュース（FIVE STAR APPLE）	成分規格不適合（パツリン ①0.055 ppm、②0.054 ppm 検出）	オーストラリア

（出所）厚生労働省

2 国産果汁の動向

1) りんご

【生果の適正生産出荷見通し】

令和元年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、令和 2 年 5 月下旬頃を待たなければならぬが、同省が令和元年 6 月に公表した「令和元年産りんごの適正生産出荷見通し」における予想生産量では 80 万ト（平成 30 年産収穫量：75 万 6 千ト）となっており、このうち果汁仕向量は 9.5 万トとしている。

令和元年産りんごの適正生産出荷見通し

（単位：万ト）

		27 年産	28 年産	29 年産	30 年産	元年産
収穫量（実績）		81.2	76.5	73.5	75.6	—
見 通 し	予想生産量	81	81	81	81	80
	適正生産量	81	81	81	81	80
	適正出荷量	72	72.5	72.5	72.5	72
	生食用	62	62.5	62.5	62.5	62
	加工原料用	10	10	10	10	10
	果汁用	9	9.5	9.5	9.5	9.5
	その他	—	—	—	—	—

（出所）農林水産省

農林水産省が令和 2 年 2 月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、令和元年産りんごは、降雹や台風による傷果の発生や、夏期の高温等により着色や成熟が進まなかった産地もあったことから、1 月までの出荷量は平年より 1 割程度少なくなった。価格は平年を 1 割程度上回る水準で推移している。

また、この公表の中で、生果の価格について、kg当たり生食向けが 174 円程度に対して、果汁向けが 1/5 の 35 円程度としている。

【果汁の在庫及び生産状況】

本会の調べによると、本会会員による令和元年産に係る果汁生産量（12 月末時点）は、前年産比 18%減の 9,866 トンとなっている。

国産りんご果汁の生産状況（各年 12 月末時点）

年 産	果汁（トン）		原料生果処理量（トン）	原料生果価格（円/kg）
	在庫量	生産量		
27 年産	14,800	12,949	63,952	30
28 年産	14,182	12,764	61,121	32
29 年産	12,594	10,928	54,101	36
30 年産 A	12,276	12,077	60,903	39
元年産 B	11,043	9,866	49,966	41
B/A (%)	90	82	82	104

（注）1. 各年産の「在庫量」には、前年産の持越し分を含む。

2. 「在庫量」及び「生産量」は、濃縮換算（混濁は 1/4、透明は 1/5）の合計である。

（出所）（一社）日本果汁協会調べ

2) うんしゅうみかん

【生果の適正生産出荷見通し】

令和元年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、りんごの場合と同様、令和 2 年 5 月下旬頃を待たなければならないが、同省が令和元年 6 月に公表した「令和元年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し」における予想生産量では 78 万トン（平成 30 年産生産量実績：77 万 4 千トン）となっており、このうち果汁仕向量は 3 万 5 千トンとしている。

令和元年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し

（単位：万トン）

		27 年産	28 年産	29 年産	30 年産	元年産
収穫量（実績）		77.8	80.5	74.1	77.4	—
見 通 し	予想生産量	90	89	87	84	78
	適正生産量	90	89	87	84	78
	適正出荷量	81	80	78	75.5	70.2
	生食用	72	71	69	68	65.2
	加工原料用	9	9	8	7.5	5
	果汁用	6.5	6.5	6	5.5	3.5
	缶詰用	2.5	2.5	2	2	1.5

（出所）農林水産省

農林水産省が令和 2 年 2 月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、令和元年産うんしゅうみかんは、夏期の曇天・多雨、秋期の高温乾燥等の天候不順による着色遅れの発生や、低糖低酸傾向により、平年より出荷時期が後ろ倒しとなったため、出荷量は 1 月までの累計で平年より 1 割程度少なくなった。価格は平年並みの水準で推移している。

また、この公表の中で、生果の価格について、kg当たり生食向けが 167 円程度に対して果汁向けが 1/17 の 10 円程度としている。

【果汁の生産状況】

令和元年産生果の果汁向処理量について、日本園芸農業協同組合連合会の調べによれば、同連合会傘下の組合員において前年比 82%増の 46,502 トンであった。うんしゅうみかんの果汁向処理量は平成 28 年産から 3 カ年連続で 4 万トンを下回っていたが、令和元年産は 4 年ぶりに 4 万トン台に回復した。ここ 10 年の果汁向処理量は、7 万トン台から 2 万トン台まで年によって相当に異なり、その平均値は 46,061 トンであり、令和元年産の果汁向処理量は、10 カ年のほぼ平均値といえる。

国産うんしゅうみかん果汁の生産状況

(単位:トン、%)

	27 年産	28 年産	29 年産	30 年産 A	元年年産 B	B/A
生果収穫量 C	777,800	805,100	741,300	773,700	—	—
果汁向処理量 D	49,118	30,696	36,209	25,517	46,502	182
D/C	6.3	3.8	4.9	3.3	—	

(出所) 日本園芸農業協同組合連合会

3 果汁製品の輸出状況

我が国からの果汁製品の輸出状況を通関統計からみると、次表のとおり、令和元年(暦年)全体で、輸出量は前年比 31%増の 7,431 トン、輸出額は前年比 29%増の 3,357 百万円と増加した。我が国の果汁輸出額は果汁輸入額の 5.3%と、輸出より輸入が圧倒的に多いものの、近年は果汁の輸出量、輸出額とも毎年増加している。品目別にみると、果汁の単一品目では、りんご果汁が輸出量で 21%、輸出額で 13%を占めた。

各種果汁製品の輸出状況(暦年)

(単位:トン、百万円)

	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
オレンジ	129	41	143	39	518	126	1,147	280
グレープフルーツ	244	154	244	156	273	173	226	147
その他柑橘類	451	705	559	934	702	1,174	796	1,399
パイナップル	3	2	0	0	4	3	4	4
ぶどう	85	37	152	36	45	21	42	19
りんご	1,456	419	1,280	354	1,273	360	1,540	448
その他	1,889	455	2,186	515	2,849	752	3,675	1,060
合計	4,257	1,813	4,564	2,034	5,663	2,609	7,431	3,357

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(出所) 財務省「通関統計」

4 清涼飲料の生産及び販売の動向

1) 品目別生産量及び生産金額

令和元年(暦年)の我が国における直接飲用の清涼飲料全体の生産数量及び生産者販売金額について、(一社)全国清涼飲料連合会調べによれば、次表のとおり、それぞれ前年比 0.6%減の 2,262 万kl及び 0.1%減の 4 兆 483 億円であったとしている。

生産数量でみると、茶系飲料は 2.2%増、コーヒー飲料は 0.9%増であったが、その他の種類の飲料は減少し、なかでも果実飲料等は 7.6%減少した。

果実飲料等についてみると、生産数量は前年比 7.6%減の 157 万kl、生産者販売金額は 8.0%減の 3,002 億円、また、果汁 100%の果実ジュースについては、生産数量は 4.5%減の 39 万klで、生産者販売金額では前年比 4.0%減の 827 億円であった。

一方、令和元年のℓ当たりの平均価格を試算してみると、野菜飲料が 274 円、次いでコーヒー飲料が 273 円、スポーツ飲料等が 201 円、果実飲料等が 191 円(果汁 100%の果実ジュースでは、213 円)、炭酸飲料が 191 円となっている。

令和元年(暦年)における清涼飲料の生産数量及び生産者販売金額

(単位：上段は生産数量 千kl、下段は生産者販売金額 億円)

品 目	平成 29 年		平成 30 年 A		令和元年 B		B/A (%)	令和元年のℓ当たり平均価格 (円)
	実績	シェア	実績	シェア	実績	シェア		
清涼飲料全体	21,628	100.0	22,746	100.0	22,615	100.0	99.4	179
	39,478	100.0	40,504	100.0	40,483	100.0	99.9	
茶系飲料	6,381	29.5	6,592	29.0	6,737	29.8	102.2	152
	9,588	24.3	9,923	24.5	10,247	25.3	103.3	
炭酸飲料	3,843	17.8	3,999	17.6	3,960	17.5	99.0	191
	7,359	18.6	7,476	18.5	7,551	18.7	101.0	
コーヒー飲料	3,137	14.5	3,284	14.4	3,312	14.6	100.9	273
	9,346	23.7	9,230	22.8	9,049	22.4	98.0	
ミネラルウォーター類 (国産)	3,255	15.0	3,658	16.1	3,640	16.1	99.5	88
	2,926	7.4	2,930	7.2	3,204	7.9	109.4	
果実飲料等	1,684	7.8	1,696	7.5	1,568	6.9	92.4	191
	3,260	8.3	3,264	8.1	3,002	7.4	92.0	
果実ジュース (果汁 100%)	400	1.8	406	1.8	388	1.7	95.5	213
	879	2.2	861	2.1	827	2.0	96.0	
スポーツ飲料等	1,420	6.6	1,497	6.6	1,422	6.3	95.0	201
	2,669	6.8	3,066	7.6	2,852	7.0	93.0	
野菜飲料	611	2.8	628	2.8	603	2.7	96.1	274
	1,645	4.2	1,671	4.1	1,650	4.1	98.7	

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

なお、果実ジュースのℓ当たりの平成 20 年以降の平均価格の推移をみると、平成 20 年が 233

円、21年が226円、22年が218円、23年が215円、24年は224円、25年が218円、26年が227円、27年が231円、28年が214円、29年が220円、30年が212円、令和元年が213円となっている。

2) 品目別容器別生産量

令和元年(暦年)の清涼飲料全体の容器別生産状況(容量ベース、以下同じ。)をみると、次表のとおり、PETボトルが75.2%(11年前の平成20年は63.3%)を占めている。

特に、PETボトルでは茶系飲料が93.2%、スポーツ飲料等が91.7%、ミネラルウォーター類が91.6%を占めている一方、SOT缶ではコーヒー飲料が32.0%を、紙容器では果実飲料等のうちの果実ジュースが68.3%、野菜飲料が59.1%を占めている。

清涼飲料の品目別容器別生産量シェア(令和元年)

(単位:容量ベース%)

品目	合計	SOT缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
清涼飲料全体	100.0	8.7	3.2	1.1	75.2	8.5	3.3
茶系飲料	100.0	1.1	0.3	0.2	93.2	5.0	0.2
炭酸飲料	100.0	15.6	2.4	4.9	77.1	0.0	0.0
コーヒー飲料	100.0	32.0	16.0	0.2	43.8	4.0	4.0
ミネラルウォーター類	100.0	0.0	0.0	0.1	91.6	0.0	8.3
スポーツ飲料等	100.0	1.4	0.6	0.1	91.7	0.2	6.0
果実飲料等	100.0	5.5	2.9	2.4	55.2	31.7	2.3
果実ジュース	100.0	11.7	0.0	2.3	17.1	68.3	0.6
野菜飲料	100.0	9.5	0.0	0.1	31.1	59.1	0.2

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

果実飲料等における容器別生産量の推移についてみると、次表のとおり、PETボトルが平成15年の42.0%に比べると増加しているが、近年は、平成28年61.6%、29年57.4%、30年56.1%、令和元年55.2%と少しずつ減少に転じ、一方で、紙容器が平成15年の38.2%から一時は減少してきたものの近年は平成28年26.4%、29年29.3%、30年31.9%、令和元年31.7%と増加傾向に転じている。

果実飲料等の容器別出荷量シェアの推移

(単位:容量ベース%)

暦年	品目	合計	SOT缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
平成15年	果実飲料等	100.0	10.9	5.0	3.2	42.0	38.2	0.7
	うち果実ジュース	100.0	13.1	0.0	3.5	20.8	62.6	0.0
平成20年	果実飲料等	100.0	9.8	5.1	2.3	45.7	36.7	0.4
	うち果実ジュース	100.0	11.3	0.2	1.6	24.8	62.0	0.1
平成30年	果実飲料等	100.0	6.1	1.7	2.2	56.1	31.9	2.0
	うち果実ジュース	100.0	11.9	0.0	2.1	16.7	68.8	0.5
令和元年	果実飲料等	100.0	5.5	2.9	2.4	55.2	31.7	2.3
	うち果実ジュース	100.0	11.7	0.0	2.3	17.1	68.3	0.6

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

5 果実飲料を含む果実類の自給率及び消費の動向

1) 自給率

農林水産省が令和元年 8 月に公表した「平成 30 年度食料需給表」によれば、次表のとおり、平成 30 年度の総合食料自給率（概算）は、カロリーベースでは 1 割減の 37%、生産額ベースでは前年同の 66%となっている。

このような状況の中で、果実類（果汁等の加工品を含む。）の自給率（重量ベース）をみると、国内果実生産で大きなシェアを占めている「みかん」は前年度と変わらず 100%、「りんご」は 3 割増の 60%であった。果実全体では 2 割減の 38%であった。

我が国の食料自給率の推移

（単位：％）

項目 \ 年度	昭和 40	50	60	平成 7	26	27	28	29	30 ^{*1}
総合食料自給率									
カロリーベース	73	54	53	43	39	39	38	38	37
生産額ベース	86	83	82	74	64	66	67	66	66
果実自給率 ^{*2}	90	84	77	49	42	41	41	40	38
みかん	109	102	106	102	104	100	100	100	100
りんご	102	100	97	62	56	59	60	57	60

（注）1 平成 30 年度の数値は概算

2 果実自給率は重量ベース

（出所）農林水産省「食料需給表」

2) 消費

【国民健康・栄養調査】

厚生労働省が令和 2 年 1 月に公表した「平成 30 年 国民健康・栄養調査」から果実類（果実ジュース等の加工品を含む。）の国民 1 人 1 日当たり摂取量を見ると、果実類の摂取量のピークであった平成 17 年に比べて平成 30 年は総数において 23.1%減で、かつ、全ての階層において減少している。

また、平成 29 年に比べて平成 30 年は総数において 7.9%減で、1～6 歳層以外の全ての年齢層で果実類の摂取量が減少した。

国民健康・栄養調査にみる果実類の摂取量推移（1人1日当たり）

（単位：g、%）

平成	年齢	総数	1～6	7～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	70～79	80歳以上	20歳以上
	17年	125.7	119.4	119.8	113.3	83.0	70.6	86.1	137.3	170.8	169.6			
26年	105.2	99.2	88.3	69.5	59.9	52.9	59.5	99.4	139.6	152.7				109.0
27年	107.6	94.5	80.9	81.5	61.5	56.2	68.2	91.2	145.9	163.8				112.3
28年	98.9	98.7	77.8	72.4	57.6	49.3	59.6	84.4	126.2	153.5				102.2
29年	105.0	86.3	91.5	79.5	64.8	52.1	62.2	79.3	130.9		170.9	157.9		108.7
30年	96.7	90.5	72.8	62.1	49.9	54.9	54.8	73.3	126.0		158.8	150.1		100.9
30/17	76.9	75.8	60.8	54.8	60.1	77.8	63.6	53.4	73.8					79.2
30/29	92.1	104.9	79.6	78.1	77.0	105.4	88.1	92.4	96.3		92.9	95.1		92.8

（出所）厚生労働省「国民健康・栄養調査」

【家計調査】

総務省統計局の「家計調査」から令和元年（暦年）の清涼飲料類の一世帯当たり（2人以上の世帯）の品目別年間支出額をみると、多くの飲料品目の支出金額が増えている中で、果実・野菜ジュースは、4年前の平成27年比では1.1%減、前年比では1.0%増となっている。

清涼飲料類の一世帯当たりの年間支出金額（2人以上の世帯）

（単位：円、%）

品目	炭酸飲料	果実・野菜ジュース	コーヒー飲料	茶飲料	ミネラルウォーター	乳酸菌飲料	乳飲料
平成27年	4,867	7,948	4,453	6,145	3,013	3,702	1,594
平成28年	4,961	7,919	4,451	6,633	3,345	4,080	1,640
平成29年	5,107	7,820	4,427	6,631	3,350	4,129	1,765
平成30年	5,457	7,779	4,590	7,173	3,435	3,949	1,947
令和元年	5,712	7,860	5,002	7,846	3,574	3,991	2,362
令和元/平成27	117.4	98.9	112.3	127.7	118.6	107.8	148.2
令和元/平成30	104.7	101.0	109.0	109.4	104.0	101.1	121.3

（出所）総務省統計局「家計調査」

6 直接飲料用果実飲料のJAS格付実績

令和元年（暦年）のJAS格付実績について、JAS認証工場からの格付報告（本会及び一般財団法人 日本清涼飲料検査協会の合計）によれば、次表のとおり、直接飲用果実飲料の全体では15万4,554klと前年比4.2%減、ピーク時であった平成元年の186万7,275klの8.3%の状況となった。なお、本会のJAS格付量は前年比10.6%減となり、令和元年の2機関合計における本

会のシェアは、前年の 71.5%から 66.7%へと前年を下回った。

直接飲料用果実飲料の J A S 格付実績 (暦年ベース)

(単位：kℓ、%)

種 類	平成 29 年	平成 30 年 A	令和元年 B	変化率 B/A
全 体	172,931	161,334	154,554	95.8
	129,688	115,276	103,076	89.4
うち、果実ジュース (果汁 100%)	76,689	59,560	52,674	88.4
	75,321	58,078	51,100	88.0
果汁入り飲料 (果汁 50%以上 100%未満)	567	394	320	81.2
	472	299	266	89.0
果汁入り飲料 (果汁 10%以上 50%未満)	76,928	80,749	82,903	102.7
	35,148	36,268	33,053	91.1
果汁入り飲料 (果肉入り)	7,679	7,829	7,334	93.7
	7,679	7,829	7,334	93.7
果汁入り飲料(乳・野菜等)及び 果実・野菜ミックスジュース	1,475	1,497	1,404	93.8
	1,475	1,497	1,404	93.8
本会のシェア	75.0	71.5	66.7	

(注) 1. 検査時点ベース

2. 上段は、本会と(一財)日本清涼飲料検査協会との合計値、下段は本会のみ。

(出所) (一社)日本果汁協会調べ

Ⅲ 事業別事業報告

令和元年度事業の実施に当たっては、「公益目的支出計画」を踏まえた事業計画に基づき、「研究調査・啓発普及等事業」としての科学技術的な研究調査、国内外の需給事情等に関する情報収集及び提供、適正表示に関する啓発普及、果実飲料容器の散乱防止及びリサイクル等環境保護に関する啓発普及等を、また、「認証・検査等事業」としての果汁及び果実飲料に関する製造事業者等の認証、検査及びその証明等を次のとおり実施した。

1 研究調査・啓発普及等事業

1) 果汁技術研究発表会の開催

果汁・果実飲料の品質向上、機能性の普及啓発等に資するため、果汁研究委員会の主導の下、「第 62 回（令和元年度）果汁技術研究発表会」を“果汁で健康”をテーマに、令和元年 9 月 20 日に東京ヤクルトホールにおいて約 170 名の参加を得て、盛会裏に開催することができた。

この発表会は、従来から一般公開（入場無料）により開催しているものであり、特別講演 2 課題、最新の研究成果発表 9 課題、日本果汁協会技術賞及び技術奨励賞の受賞者講演各 1 課題の計 13 課題（プログラムは巻末の参考資料 1 参照）の発表があった。

また、日本果汁協会技術賞及び技術奨励賞（いずれも副賞付き）は、次の課題・研究者に授与した。

【技術賞】

ウンシュウミカン中のアスコルビン酸含有量の品種群における差異およびその糖度との関係について

国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構果樹茶業研究部門 久永絢美氏 他

【技術奨励賞】

レモン新品種「璃の香」の香気成分に関する研究

三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 大上将司氏 他

なお、発表会終了後に開催した交流会（於：ライオン銀座七丁目店）には、特別講演者、研究発表者及び受賞者をはじめとして約 70 名の参加を得て、活発な意見・情報交換が行われた。

2) 研修会の開催

本会の会員・認証工場等の担当者を対象に、「今後の食品表示制度のあり方」、「食品添加物表示制度に関する検討会について」、及び「果実飲料の表示」を演題とした標記研修会を令和 2 年 3 月 5 日に開催する予定であったが、コロナウイルスへの対応のため研修会開催を中止し、研修会参加予定者に研修会で用いる予定であった資料を配布した。

3) 調査情報収集等の実施

(1) 果実・果汁関係情報・資料の収集・整備

国内外における果実・果汁に関する生産・流通・加工・消費及び貿易状況、果汁に関する新技術の開発状況、果汁と健康増進に関する研究成果等に関する情報・資料について、各種専門誌（紙）

やインターネット、その他の刊行物のほか、行政当局・試験研究機関・関係団体等からの収集・整理に努めるとともに、これらの収集・整理したもののうち、会員や関係各方面に提供すべきものについては、「果汁協会報」（月刊）や「果汁関係資料」（年刊）等を通じて提供した。

また、政府の施策の方向を事前に把握し、会員等に的確な情報を提供するには、関係審議会・検討会の傍聴が最も適切であることから、その積極的な傍聴に努めた。

【傍聴に努めた主な審議会・検討会等】

所管省庁	会議名
消費者委員会	食品表示部会
消費者庁	食品添加物表示制度に関する検討会
消費者庁・厚生労働省・農林水産省共管	CODEX 連絡協議会
農林水産省	日本農林規格調査会

(2) 関係行政機関等からの周知依頼への協力

関係行政機関からの周知依頼案件については積極的に対応することとしており、令和元年度における主な周知依頼案件は、次のとおりである。

【周知依頼のあった主な案件】

周知依頼案件	依頼元
令和元年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて	農林水産省生産局長（令和元年6月11日付け） （果汁協会報 No730（2019年6月号）で周知）
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係る協力をお願い	国土交通省・東京都他（令和元年11月） （果汁協会報 No735（2019年11月号）で周知）

4) 「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」（自主規格基準）の改訂

「改正食品衛生法」（平成15年法律第55号）に基づき、食品中の残留する農薬等（以下「残留農薬等」という。）に対する、いわゆる「ポジティブリスト制度」が平成18年5月29日から施行されている。

同制度の施行に伴い、果汁業界では、果汁中の残留農薬等に対して従来にも増して的確に対応する必要が生じ、また、業界外からの農薬等の過度な分析試験の要求に伴う経費的・時間的負担が懸念されたことから、本会では、「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」（平成18年3月24日開催の「平成17年度第3回理事会・評議員会」承認；最終改正平成26年3月26日）を制定し、同規程に基づく農薬等の使用実態を踏まえた「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」（平成18年5月24日開催の「平成18年度第1回理事会・評議員会」承認）を設定した。

この推奨分析試験項目は、その後、国内外における農薬等の使用実態を踏まえて毎年改訂を行ってきており、令和元年度においても、国産りんご果汁については「りんご搾汁委員会」、国産かんきつ果汁については「かんきつ搾汁委員会」及び輸入果汁については「輸入果汁委員会」での

検討を経た後、理事会・参与会から委任（平成 19 年 3 月 23 日開催の「平成 18 年度第 4 回理事会・評議員会」決定）を受けた「技術委員会」において最終審議・検討を経て改訂（令和元年 8 月）した。

5) 技術書の作成・配付

(1) 「果実及び果汁の農薬等残留基準」（令和元年版）

平成 18 年 5 月 29 日から施行された残留農薬等ポジティブリスト制度への的確な対応を図るため、平成 18 年 4 月に「果実及び果汁の農薬等残留基準」（初版）を作成し、その後、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）が数次にわたり改正されてきていること等から、その改訂版を毎年作成している。

「令和元年年版」については平成 31 年 4 月 1 日付けで作成・配付（会員及び各委員等に各 1 部を無料配布し、追加配布を希望する会員及び非会員等には有料配布）を行った。

(2) 「果汁に関する残留農薬等対応マニュアル」（令和元年版）

上記 4) で改訂された「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」を盛込んだ標記マニュアルを作成し、会員、その他関係各方面に無料配布し、周知を図った。

6) 情報の提供

(1) 「果汁協会報」（月刊）

上記 3) の調査情報収集等の実施において得られた各種情報・資料のうち、会員又は認証工場等に周知することが適切と判断されたものについては、毎月 25 日付けで発行の本会の機関誌「果汁協会報」（月刊：印刷部数 340 部）に掲載した。

この「果汁協会報」は、会員、認証工場、関係省庁及び関係業界紙に対しては無料で、非会員からの希望に対しては有料で配布を行っている。

(2) 「果汁関係資料」（年刊）

果実飲料の生産状況、JAS 格付の状況、国内外における果実・果汁の生産・流通動向等のデータを収集・整理した「果汁関係資料（2019 年版）」（年刊：印刷部数 170 部）を発刊（令和元年 11 月）した。

この「果汁関係資料」は、会員に対しては無料で、非会員からの希望に対しては、有料で配布を行っている。

(3) FAX・E - メール等

会員等に対する当該情報を迅速かつタイムリーに提供するため、「果汁協会報」による情報提供では時間的に遅すぎると思われるものについては、その都度、FAX や E - メール又は郵送による情報提供を行った。

7) 果汁・果実飲料の啓発普及

(1) 表示無料相談の受付け

果汁・果実飲料の表示に関する相談や問合せが日々、会員はもちろん、会員以外の事業者や一般消費者からも寄せられており、これらの相談者や問合せ者に対して食品表示法及び果実飲料公正競争規約等を踏まえて、無料で懇切丁寧に対応した。

令和元年度に本会の事務局本部が受けた表示相談・問合せの受付件数は、会員から 788 件、会員以外から 367 件、行政から 35 件及び消費者から 3 件の合計 1,193 件であった。令和元年度は、一元化の経過措置期間の最終年度となり、かつ、原料原産地表示に関する相談も増えて多くの相談に対応した。

(2) イベントでの取組み

令和 2 年 3 月 19 日から 21 日にかけて幕張メッセで開催（主催：日本チェーンドラッグストア協会）の「第 20 回 JAPAN ドラッグストアショー」において、本会ブースを設け、会員企業から無償提供していただいた果実飲料や小冊子「フルーツ・ジュース 好き！」を子供達や同伴父兄に無償配布し、果実飲料の消費拡大に向けた PR を行う予定であったが、コロナウイルスの関係で同イベントが中止された。

(3) ホームページによる果実飲料の啓発普及

技術委員会での検討を経て、平成 27 年 4 月に本会ホームページに掲載した「知っていますか？果実飲料の Q&A」により、果実飲料の安全・安心をアピールした。

8) 委員会の開催

次のとおり委員会を開催し、当該議題についての審議・検討を行った。

(1) 企画委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和元年 5 月 8 日	本会会議室	1 「令和元年度第 1 回理事会・参与会」(書面にて 5 月に開催)への提出議案について 2 その他
第 2 回	令和 2 年 3 月 11 日	(コロナウイルスの関係で 書面委員会)	1 「令和元年度第 3 回理事会・参与会」(書面にて 3 月に開催)への提出議案について 2 その他

(2) 技術委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和元年 8 月 1 日	本会会議室	1 令和元年版果汁に関する残留農薬等推奨分析項目について 2 果汁に関連する情報について 3 報告事項 第 62 回（令和元年度）果汁技術研究発表会の開催について 4 その他

(3) りんご搾汁委員会

	日時	場 所	議 題
第 1 回	令和元年 7 月 24 日	本会会議室	1 令和元年版果汁に関する残留農薬等推奨分析項目について 2 果汁に関連する情報について 3 報告事項 ①第 62 回（令和元年度）果汁技術研究発表会の開催について ②令和元年産りんご果汁の生産状況調査について ③第 2 回りんご搾汁委員会の開催時期と場所について 4 その他
第 2 回	令和元年 10 月 3 日	福島県石川 町 八幡屋会議 室	1 令和元年産りんごの作柄状況について 2 令和元年産りんご果汁の生産状況調査について 3 果汁に関連する情報について 4 第 62 回（令和元年度）果汁技術研究発表会の開催について 5 その他

(4) かんきつ搾汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和元年 7 月 10 日	本会会議室	1 令和元年版果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 2 果汁に関連する情報について 3 報告事項 第 62 回（令和元年度）果汁技術研究発表会の開催について 4 その他

(5) 輸入果汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和元年 7 月 25 日	本会会議室	1 令和元年版果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 2 果汁に関連する情報について 3 報告事項 第 62 回（令和元年度）果汁技術研究発表会の開催について 4 その他

(6) 果汁研究委員会

	日 時	場 所	議 題
委員長・副委員長会議 (第1回)	平成31年 4月1日	本会会議室	1 果汁研究委員会の運営体制について 2 令和元年度果汁技術研究発表会のメインテーマについて 3 特別講演の分野と依頼する演者の候補について 4 その他
第1回委員会	令和元年 5月24日	本会会議室	1 令和元年度果汁研究委員会のメンバー・運営体制について 2 第62回(令和元年度)果汁技術研究発表会について ① スケジュール及びメインテーマ ② 研究発表者、特別講演者の選定 ③ 協会賞選考委員の指名 ④ ロビー展示、発表会当日の運営体制 ⑤ 広報活動(プログラム等) 3 その他
協会賞選考委員会	令和元年 6月14日	本会会議室	1 選考委員長の選出について 2 令和元年度協会賞(技術賞及び技術奨励賞)の選定について 3 その他
委員長・副委員長会議 (第2回)	令和元年 7月12日	本会会議室	1 第62回(令和元年度)果汁技術研究発表会について ① 果汁協会賞の選考結果 ② 特別講演者及び研究発表者の講演等のスケジュール ③ 発表会当日の委員役割分担 2 その他
第2回委員会	令和元年 8月23日	本会会議室	1 第62回(令和元年度)果汁技術研究発表会について ① プログラムにおける座長等分担 ② 「発表会資料」 ③ 発表会の参加者アンケート ④ 広報、参加申込状況等 ⑤ 発表会場における展示 ⑥ 発表会場における安全避難組織 ⑦ その他 2 次年度の日程等 3 その他
発表会	令和元年 9月20日	ヤクルトホール	「第62回(令和元年度)果汁技術研究発表会」を開催 (発表会参加者 約170名:交流会参加者約70名)

2 認証・検査等事業

1) JAS関係業務の実施

(1) JAS 認証工場の認証審査

JAS 法に基づく登録認証機関である本会が令和元年度中に新たに認証した事業者数は 1 工場、廃止した事業者数は 4 工場であり、令和元年度末時点の認証事業者数は 74（前年度末時点：77）工場であった。

(2) JAS 認証工場の認証後の確認調査及び市販品買上げ検査

本会の認証事業者は、本会の認証業務規程に基づき、“1 年半以内に 1 回”（ただし、有機果実飲料については“1 年以内に 1 回”）の認証後の確認調査を受けなければならないこととなっている。

令和元年度において認証後の確認調査を実施した工場数は 50 工場（うち、有機果実飲料 2 工場）で、いずれの認証工場も問題点は認められなかった。また、当該工場（有機果実飲料を除く。）において製造販売され、市販されている JAS 格付品を買上げて検査を行ったところ、いずれの製品についても規格を満たしていることが確認された。

(3) JAS 製品の依頼検査

本会では、本会と認証事業者（いわゆる「B 認証工場」、有機果実飲料を除く。）との契約に基づき、当該製品が「果実飲料の日本農林規格」に規定する検査項目の基準を満たしているか否かについての依頼検査を 15 日荷口毎に行っている。

果実飲料の用途別 JAS 依頼検査実績（本会分：検査時点ベース）

用途別	年度	件数	数量	金額(千円)
原料用(t)	平成 29 年度	325	10,302	5,718
	平成 30 年度	295	8,510	4,479
	令和元年度	265	6,010	4,004
	元年度/30 年度(%)	90	71	84
直接飲用(kℓ)	平成 29 年度	1,960	127,727	26,699
	平成 30 年度	1,815	114,461	23,890
	令和元年度	1,587	99,305	20,713
	元年度/30 年度(%)	87	87	87
希釈飲用(kℓ)	平成 29 年度	52	169	270
	平成 30 年度	44	139	226
	令和元年度	30	132	163
	元年度/30 年度(%)	68	95	72
合計	平成 29 年度	2,337	—	32,687
	平成 30 年度	2,154	—	28,865
	令和元年度	1,882	—	24,880
	元年度/30 年度(%)	87	—	86

令和元年度における検査時点ベースの依頼検査状況は、上表のとおり、合計件数で 1,882（前年度：2,154）件、合計金額で 2,488（前年度：2,887）万円で、検査の結果、いずれも基準値を満たしていた。また、これを品種別にみると、次表のとおりであった。

果実飲料の品種別 JAS 格付実績 (本会分：検査時点ベース)

品 種	平成 30 年度			令和元年度			変化率 (%)		
	原料用 (t) A	直接飲用 (kl) B	希釈飲用 (kl) C	原料用 (t) A`	直接飲用 (kl) B`	希釈飲用 (kl) C`	A`/A	B`/B	C`/C
合 計	8,510	114,461	139	6,010	99,305	132	71	87	95
うち、うんしゅうみかん	484	2,854	0	1,094	2,153	0	226	75	0
かんきつ混合	3	4,332	18	0	1,807	15	0	42	83
なつみかん	29	84	0	24	82	0	83	98	0
グレープフルーツ	0	2,940	9	0	1,720	0	0	59	0
レモン	0	16,133	0	0	15,639	0	0	97	0
いよかん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はっさく	41	0	0	49	0	0	120	0	0
オレンジ	0	7,795	0	0	8,372	0	0	107	0
りんご	7,659	44,670	18	4,544	39,718	15	59	89	83
ぶどう	19	6,216	15	7	5,187	12	37	83	80
もも	73	8,238	22	75	7,016	15	103	85	68
うめ	115	134	44	121	111	66	105	83	150
パインアップル	87	3,354	12	97	3,487	9	111	104	75
混合果実	0	1,753	0	0	1,395	0	0	80	0
オレンジ混合	0	14,555	0	0	11,284	0	0	78	0
マンゴウ	0	394	0	0	390	0	0	99	0

(4) JAS 製品の表示包装等審査登録

本会では、本会と認証事業者との契約に基づき、果実飲料の JAS 表示包装等の審査登録を行っている。令和元年度の表示包装等審査登録における新たな登録は 14 (前年度：32) 件であった。

(5) JAS 認証工場品質管理責任者等専門講習会

本講習会は、従来から果実飲料等関係登録認証機関 3 団体 (一般財団法人日本清涼飲料検査協会、一般財団法人食品環境検査協会及び本会) の共催で、年 1 回実施してきている。

令和元年度は、令和 2 年 1 月 30～31 日の 2 日間にわたって東京都港区にある機械振興会館で開催 (プログラムは巻末の参考資料 2 参照) した。合計受講者数は 46 (前年度：51) 名で、そのうち本会を通じての受講者は 22 (前年度：22) 名であり、全課程修了者に対して修了証を手交した。

2) 一般依頼検査等の実施

(1) 一般依頼検査

令和元年度の果実飲料の JAS 検査項目 (旧検査項目を含む。) に関する一般依頼検査件数は、255 (前年度：114) 件であった。

(2) 合成レモン依頼検査

「合成レモンの表示に関する公正競争規約」(昭和 42 年公正取引委員会告示第 24 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく「同規約施行規則」(昭和 43 年公正取引委員会承認) 第 1 条の規定により、レモン果汁入り合成レモンの依頼検査は本会で実施することとなっており、同規約の平成 30 年 8 月の

廃止後も令和元年度末までの経過措置期間は検査を実施した。令和元年度中の検査は3（前年度：26）件、184（前年度：1,596）kℓであった。

(3) シイクワシャー果汁識別依頼検査

沖縄特産のミカン類の一種であるシイクワシャー（別名：ヒラミレモン）の果汁には健康機能性成分の一種であるノビレチンが多く含まれていることから、近年、消費者の人気の高まってきている中であって、トウキンカン類の一種であるカラマンシーの果汁そのものを、あるいはシイクワシャー果汁にカラマンシー果汁を混入して「シイクワシャー果汁」と称して販売されている例が見受けられた。

このため、平成15年4月、公正取引委員会と内閣府沖縄総合事務局では、一般消費者に「シイクワシャー果汁」と称して国内販売されている商品の実態調査を行った結果を踏まえて、沖縄県内の果実飲料製造業者7社に対して「景品表示法」（昭和37年法律第134号）の規定に違反するとして排除命令を発した。

このような中で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門、学校法人中村学園及び沖縄県農業協同組合の3者は、カラマンシー果汁には機能性成分のノビレチンが僅かしか含まれず、かつ、カラマンシー果汁に含まれるフロレチン配糖体がシイクワシャー果汁には全く含まれていない点に着目して、簡易識別法を開発した。本会では、この簡易識別法を開発した特許申請者3者との間で「特許権等実施契約書」を締結し、平成16年9月から依頼検査を開始した。平成30年度の簡易識別法による依頼検査は無かった（前年度：0件）。

(4) 耐熱性好酸性菌（TAB）依頼検査

本会では、本会が平成15年3月に策定した「耐熱性好酸性菌統一検査法」による依頼検査を平成17年4月から受付けている。

令和元年度の依頼検査は45件（前年度：59件）であり、そのうち、耐熱性好酸性菌（TAB）又はTABのうちのグアイヤコール産生菌（AAT）の存在が認められたのは、1（前年度：1）件であった。

3) 残留農薬等分析試験・証明業務の実施

平成18年5月から施行の残留農薬等に関する、いわゆるポジティブリスト制度への的確な対応を期するため、本会では、Ⅲの1の4）で記載のとおり、主要果汁別・産地別に残留農薬等の推奨分析試験項目等を盛り込んだ「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」（平成18年3月24日制定）を定めている。

この規程に基づいて、本会を通じて本会が指定する分析試験機関に分析試験を依頼した場合には、当該分析試験成績表に本会名の「残留農薬等推奨試験項目認定印」を押印して依頼者に発給している。令和元年度に本会を通じて分析試験の依頼のあった件数は、国産果汁1（前年度：国産果汁2）件であった。

4) 検査員の外部研修等の実施

本会では、検査所の検査員の知識・技術力の向上を図るため、従来から外部研修会・講習会等への参加に力を注いできており、令和元年度には次の研修会・講習会等に参加した。

検査員の主な研修会・講習会等への参加状況

研修会・講習会名	日数	参加者数	主催者
果汁技術研究発表会	1	2	本会
オーガニック(有機)特別セミナー	1	1	(一社)日本農林規格協会
JAS品質管理責任者等専門講習会	2	1	本会 (一財)日本清涼飲料検査協会 (一財)食品環境検査協会

IV 主な関係団体との連携

次の主な関係団体との間において密接な連携を図った。

1 研究調査・啓発普及等事業関係

1) 果実飲料公正取引協議会

本会は、果実飲料の公正な取引の推進を目的に、公正取引委員会（現在は、消費者庁所管）の認可を得て設立された同協議会の正会員として、同協議会が開催する諸会議に参加し、意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

2) 飲料用紙容器リサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」（平成7年法律第112号）の趣旨を受けて、飲料用紙容器（いわゆる「紙パック」）の回収・リサイクル促進を目的に設立された同協議会（事務局：全国牛乳容器環境協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

また、同協議会を含む容器包装リサイクル関係6団体を構成員とする「3R連絡協議会」による共同事業に要する経費を負担した。

3) PETボトルリサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」（平成7年法律第112号）の趣旨を受けて、食品用ペットボトルの回収・リサイクル推進のための調査研究や指導・建議等を目的に設置された同協議会（事務局：PETボトル協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

4) 公益社団法人食品容器環境美化協会

本会は、飲料用容器のポイ捨て等による散乱防止の推進等を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協会が開催する諸行事に参加した。

5) 一般財団法人食品産業センター

本会は、我が国の食品産業の健全な発展と新しい社会的問題に対応することを目的に設立された同センターの賛助会員として、同センターが開催する「食品産業連絡協議会」等に参加して意見を述べるとともに、同センターを通じて各種資料・情報の収集に努めた。

6) JETRO 農林水産情報研究会

本会は、(独)日本貿易振興機構(JETRO)が有する海外の農水産・食品関係の豊富な情報とノウハウを提供するために設置された同研究会（事務局：JETRO）の正会員として、同研究会を通じて海外の果実及び食品関係の各種資料・情報の収集に努めた。

2 認証・検査等事業関係

1) 一般社団法人日本農林規格協会（JAS 協会）

本会は、JAS 制度の普及・啓発推進を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じて JAS に関する各種資料・情報の収集に努めた。

2) 公益社団法人日本食品衛生協会

本会は、我が国の食品衛生の向上を目的に設立された同協会の特別会員として、同協会が開催する各種講習会、説明会等に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

V 理事会・参与会及び総会等の開催

1 理事会・参与会

1) 令和元年度第1回理事会・参与会

令和元年度第1回理事会・参与会を下記の議案について、定款第37条に基づいて書面により実施した(理事会の決議があったものと見なされた日は令和元年5月22日)。

【議案等】

第1号議案 第79回(令和元年度)通常総会の開催(6月13日)並びに提出議案に関する件

- 1 平成30年度事業報告に関する件(通常総会第1号議案)
- 2 平成30年度財務諸表に関する件(通常総会第2号議案)
- 3 令和元年度正会員会費に関する件(通常総会第3号議案)
- 4 役員の補欠選任に関する件(通常総会第4号議案)
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件(通常総会第5号議案)
- 6 その他報告事項

第2号議案 令和元年度収支予算の補正に関する件(通常総会報告事項)

第3号議案 参与の補欠選任に関する件(通常総会報告事項)

第4号議案 令和元年度各委員会の委員に関する件(通常総会報告事項)

第5号議案 会員の入会に関する件(通常総会報告事項)

第6号議案 「職員就業規程」の一部変更に関する件

第7号議案 消費税改正に伴う諸規程等の一部変更に関する件

報告事項

- 1 令和元年度第2回理事会・参与会の開催に関する件

2) 令和元年度第2回理事会・参与会

令和元年6月13日、KKRホテル東京において、令和元年度通常総会終了後に、第2回理事会・参与会を開催し、次の議案等について決議等を行った。

第1号議案 副会長理事の選定に関する件

第2号議案 副会長理事の順序に関する件

第3号議案 参与の補欠選任に関する件

3) 令和元年度第3回理事会・参与会

令和元年度第3回理事会・参与会を下記の議案について、定款第37条に基づいて書面により実施した(理事会の決議があったものと見なされた日は令和2年3月23日)。

【議案等】

第1号議案 令和元年度事業等経過報告に関する件

- 1 主要事項に関する件
- 2 令和元年度収支見込に関する件

第2号議案 令和2年度事業計画(案)に関する件

- 第3号議案 令和2年度収支予算（案）に関する件
- 第4号議案 会員の入会に関する件
- 第5号議案 公益目的支出計画の完了期限の延長に関する件
- 第6号議案 会長理事の公募に関する件
- 第7号議案 「職員給与規程」の一部変更に関する件

報告事項

- 1 理事の退任に関する件
- 2 役員等の改選に関する件
- 3 令和2年度の正会員会費の積算等に関する件
- 3 当面の主要会議の日程等に関する件

2 総会

第79回（令和元年度）通常総会

令和元年6月13日、KKRホテル東京において、次の議案等について決議等を行った。

【議案等】

- 1 平成30年度事業報告に関する件
- 2 平成30年度財務諸表に関する件
- 3 令和元年度正会員会費に関する件
- 4 役員補欠選任に関する件
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件

報告事項

- 1 令和元年度事業計画に関する件
- 2 令和元年度収支予算に関する件
- 3 参与の補欠選任に関する件
- 4 令和元年度各委員会の委員に関する件
- 5 会員の入退会に関する件
- 6 本会事務所の移転に関する件

付 属 明 細 書

令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。